

IV-1 経営発達支援計画に基づく商工会・商工会議所事業への補助制度拡充

提出先 中小企業庁

【提案項目】

商工会及び商工会議所が、小規模事業者に対する経営状況の分析や事業計画の策定、実施等への支援を引き続き推進するため、「経営発達支援計画」の認定及び報告手続を簡素化するとともに、「伴走型小規模事業者支援推進事業」を継続・拡充すること。

【提案理由等】

国は、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模支援法）」を平成 26 年度に改正し、「伴走型小規模事業者支援推進事業」により、小規模事業者に対する支援のため、商工会及び商工会議所が、国の認定を受けた「経営発達支援計画」を実施する際に生じる経費に対して補助している。

しかしながら、経営発達支援計画の認定及び「伴走型小規模事業者支援推進事業」の実施に当たっては、需要動向調査や経営状況分析など、多くの必須項目を満たした計画を策定することや、毎年度、事業ごとに設定した KPI（売上高や利益等）について、支援先企業ごとに確認のうえ、集計・評価し、国へ報告することなど、煩雑な手続が求められている。

そのため、経営発達支援計画においては、当初、県内すべての商工会及び商工会議所が経営発達支援計画の認定を受け、現在 2 期目又は 3 期目の計画を申請し、順次認定を受けているものの、計画の認定更新を断念する商工会議所（7 単会）も見られる。

商工会・商工会議所が、認定を受けた計画に基づく小規模事業者支援を、国の補助も活用しながら、確実に実施できるようにするためには、計画の認定及び報告手続の簡素化並びに「伴走型小規模事業者支援推進事業」の継続及び予算の増額が必要である。

神奈川県経営発達支援計画申請・認定状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）

区分	当初（1 期目）認定数	現在認定数
商工会 (全19単会)	19	19
商工会議所 (全14単会)	14	7
合 計	33	26

（神奈川県担当課：産業労働局中小企業支援課）

IV-2 経営承継円滑化法の認定要件の緩和

提出先 経済産業省、中小企業庁

【提案項目】

経営承継円滑化法について、中小企業者の事業承継を促進するため、相続税、贈与税の納税猶予制度の10年間の特例措置期間の延長又は特例措置期間終了後の認定要件の緩和を図ること。

【提案理由等】

経営承継円滑化法は、平成20年10月施行後、平成30年から10年間の特例措置期間の創設以降に認定件数が大幅に増加しており、特例措置期間の終了により本制度の活用が減少することが見込まれる。そのため、引き続き中小企業の事業承継を後押しするには、特例措置期間の延長又は特例措置期間終了後の認定要件の緩和を図ることが必要である。

神奈川県経営承継円滑化法（事業承継税制）の認定状況（法人）

	特例期間開始前 (平成29年)	特例期間開始後 (平成30年)
件数	15	69

(神奈川県担当課：産業労働局中小企業支援課)

IV-3 国際観光旅客税の地方自治体への財源措置

提出先 観光庁

【提案項目】

コロナ禍を経た観光需要の回復に伴い、地方自治体においても、外国語表記、バリアフリー化などの受入環境整備や地域の観光資源の魅力向上に加え、オーバーツーリズム対策についても、これまでも増して取り組む必要があることから、観光促進のための財源として創設された国際観光旅客税の税収の一定割合について、地方自治体への財源措置を講じること。

【提案理由等】

国際観光旅客税は、観光資源の整備等による地域での体験・滞在の満足度の向上等に資する施策に充当する財源として創設され、令和8年度予算のうち国際観光旅客税充当事業は、1,300億円が計上されている。

主な充当事業はインバウンドに向けた環境整備や日本人旅行者の安全・安心な海外旅行環境の整備となっているが、インバウンドに向けた環境整備については、対象が文化資源や国立公園、さらには出入国における環境整備など特定分野に限られており、日本人旅行者の安全・安心な海外旅行環境の整備については、在外公館施設の避難所機能等の強化などであることから、地方自治体において、地域の特性を生かした観光資源の磨き上げを行うことができないものとなっている。

そのため、地方自治体、とりわけ広域自治体である都道府県にとって自由度が高く創意工夫を生かせる交付金などを新たに創設することにより、税収の一定割合を地方に配分することが必要である。

Ⅳ-4 農業の担い手の確保に向けた交付要件の緩和

提出先 農林水産省

【提案項目】

都市農業における担い手の確保に向けて、新規就農育成総合対策事業の対象年齢や支援期間の交付要件の緩和等を図ること。

【提案理由等】

神奈川県は、都市化の進展などの影響を受け、担い手の減少が進んでおり、新規就農者の育成・確保が必要となっている。

都市農業における担い手の確保に向けて、定年退職後の新規就農者が都市部で増加していることから、50歳未満が支援対象者となっている新規就農者育成総合対策事業の対象年齢の引き上げとともに、都市農業では就農初期の経営面積が小さいため、経営が安定するまでの3年間としている経営開始資金の支援期間を延長するなど、交付要件の緩和等を図る必要がある。

また、経営発展支援事業については、都道府県の補助金負担を事業の要件としているが、農業者を確保することは国の重要な施策であることから、補助額のすべてを国において支援する必要がある。

IV-5 農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進

提出先 農林水産省

【提案項目】

農地中間管理機構が行う事業について、相談や調整活動の強化による担い手への農地集積・集約化に向け、機構の業務効率化のため、機構による登記簿の公用取得が可能となる制度の改正を行うこと。

さらに、機構の体制強化として、農地相談員を増員することが可能になるよう、更なる予算措置などを講じること。

【提案理由等】

本県において、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、農業経営の規模の拡大、農地の集団化等を促進する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を達成するためには、農地中間管理事業及び機構の特例事業により、農業者が安定的に事業運営できるよう、県や市町村など、関係機関の実情や意見を十分に踏まえ、農地の出し手や受け手が機構を活用しやすい仕組みとする必要がある。

特に、法定化された「地域計画」に基づく農地利用の最適化を図るにあたり、農地中間管理機構関連農地整備事業及び遊休農地解消対策事業については、機構への貸付期間の要件等が、都市部に位置する本県の実態に即したものとなっておらず、活用出来ない状況である。

また、農用地利用集積等促進計画の作成に必要となる登記簿について、機構による公用取得が可能となることや、機構による現地活動を強化するため、農地相談員を増員することが必要であり、現地活動をする者の確保が難しい場合は、土地改良区等へ外部委託できるよう制度の改善を行う必要がある。

そのため、機構への貸付期間を緩和する等、地域の実情に即した実施要件とするとともに、農地中間管理機構の業務推進に必要な体制の強化のため、制度の改正や、十分な予算措置を講じる必要がある。

IV-6 酪農経営に対する経営安定対策制度の創設

提出先 農林水産省

【提案項目】

酪農経営に対して、永続的に再生産が可能な所得が確保できるよう、新たな経営安定対策制度を創設すること。

【提案理由等】

農林水産省によると、酪農経営における生乳1kg当たりの生産コストは、平成29年度以降増加傾向で推移し、近年の配合飼料をはじめとした飼料費の高騰や高熱動力費の上昇等により、生産コストは更に大きく増加している。また、生乳1kg当たりの所得は、平成29年度以降減少し、令和4年は生産コストが収入を上回るなど、所得が大きく減少している状況にある。

こうした中、直近5年の状況について、乳用牛飼養戸数は減少傾向が続き、国内全体では約5%、本県においては、約9%の減少率で推移している。また、生乳生産量は、国内全体では長期的に見て減少してきており、本県においては、約7%の減少率で推移している。このように、今後も所得向上が見通せない情勢において、我が国の酪農経営は弱体化の一途を辿っている。

一方、畜産業における経営安定対策として、肉用牛、養豚については、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）に基づき、畜産物の標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、生産者に対し、差額の9割を交付することにより、生産者の経営に及ぼす影響を緩和する制度があり、養鶏（鶏卵）経営についても、取引価格低落時の補填や需給改善に対する奨励金の交付など、経営の安定を図るための制度がある。

しかし、酪農については、肉用牛、養豚、養鶏（鶏卵）のような経営の安定を図るための制度が存在せず、また、需給動向等を踏まえた価格交渉においては、生産費の価格転嫁は困難である。さらに、県内でも様々な形態で6次産業化により経営の多角化に取り組む生産者はあるが、一部に限られることから、再生産が可能な所得を確保し、持続可能な酪農経営を推進するための経営安定対策が必要である。

そこで、酪農経営についても、新たに酪農経営を対象とする経営安定対策制度の創設を要望する。

Ⅳ-7 畜産・酪農の収益力・生産基盤強化の推進

提出先 農林水産省

【提案項目】

畜産・酪農の中長期的な成長に向けた生産基盤の構築を推進するため、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産クラスター事業）について、次の措置を講じること。

- 1 継続的な事業として令和9年度以降も予算措置すること。
- 2 成牛舎と搾乳施設の施設整備について、飼料作付面積要件を見直すこと。

【提案理由等】

「総合的なTPP等関連政策大綱」に即して平成28年1月に制定された本事業は、生産基盤の強化に貢献しており、本県の意欲ある畜産農家から活用に向けた強い要望があり、県は計画の作成支援や認定を通じて、本事業の積極的な推進を図っている。

酪農を対象とする施設整備に関しては、生乳の需給が緩和していることを踏まえ、令和4年度補正予算からは新規就農者のみが対象とされていたところ、令和6年度補正予算から成牛舎と搾乳施設を除いて採択が再開され、令和7年度補正予算からは成牛舎と搾乳施設の採択も再開されている。しかし、成牛舎と搾乳施設については、その採択要件として、都府県においては経産牛1頭あたり10a以上の飼料作付面積を有していることが定められており、本県のような都市近郊地域においては飼料の作付けに適したまとまったほ場面積の確保が難しく、本事業の活用が困難である。また、緩和要件として、作付面積に換算した同等分の国産飼料の購入や、給与する粗飼料のうち10%の国産飼料への置換えが定められているが、輸送費の高騰や安定的、継続的な飼料購入先の確保が難しいことから、国産飼料の一定量の導入も困難な状況である。

- 1 本事業は、生産性向上や、飼養規模拡大、持続的な経営を目指す意欲的な畜産農家からの期待が大きく、今後、活用を検討している地域があることから、引き続き予算措置が必要である。
- 2 本県酪農業は、生乳生産はもとより消費地にあることを活かし消費者交流イベントや食育活動の取組を行う等、消費者に対する理解醸成に広く貢献している。しかし、近年の飼料や生産資材の価格高騰等の影響から全国平均以上に廃業が進み、生乳生産量も大きく減少している。そこで、本県のような、耕地面積が限られ、十分なほ場面積確保が難しい地域の生産者や、国産飼料の購入が難しく、一定量以上の国産飼料の導入が困難な生産者であっても事業に取り組むことにより、意欲ある酪農家が施設整備により経営の持続性の向上を図ることで、生乳供給力を確保する必要がある。

IV-8 配合飼料価格安定制度の改善

提出先 農林水産省

【提案項目】

畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度について、次の措置を講じること。

- 1 安定的運用を図るための予算を十分に確保すること。
- 2 配合飼料価格が高止まりする中においても生産者への補填金が交付される仕組みを構築すること。

【提案理由等】

令和3年9月以降、輸入原料価格が急騰したことに伴い、配合飼料価格が急騰、令和4年10月以降は低下傾向で推移しているものの、依然として高水準にあり、畜産経営は厳しい状況にある。

配合飼料価格安定制度については、令和5年度以降、国が制度を見直し、緊急補填の特例措置が設けられているが、2年連続で補填が発動されていることなどの発動条件及び連続3四半期までという発動期間により、令和5年度第3四半期の発動を最後に、令和6年度以降は発動されていない。配合飼料価格が高止まったまま推移する中、現行の配合飼料価格安定制度では、価格高騰分との差額を補填する制度上、セーフティーネットとしての機能が十分発揮されていない状況である。畜産経営コストの4～7割を占める飼料費の増加による畜産経営への影響を緩和するよう、配合飼料価格が高止まりする中においても生産者への補填金が交付される仕組みの構築が必要である。

IV-9 食肉処理基幹施設整備の推進

提出先 農林水産省

【提案項目】

食肉処理基幹施設整備事業について、各県の食肉処理施設の実態を踏まえた上で活用できるよう、採択要件の緩和を図ること。

【提案理由等】

畜産物の生産基盤として必要不可欠なインフラである食肉処理施設について、全国的に施設の老朽化が進んでいるが、建設資材費の高騰及び人件費の上昇による巨額の施設整備費への投資に対する懸念から、多くの施設が大規模な整備に踏み切れず、老朽化がより進行している。

現在の事業採択要件では、整備後の食肉処理施設の稼働率がおおむね90%以上であることが求められているが、全国的な食肉処理施設の稼働率は平成9年の60%から大きく変動せず推移している。

こうした全国的な食肉処理施設の稼働率実態を踏まえると、当該稼働率の達成は容易ではなく、支援を必要とする地域における本事業の活用が見込める状況ではないことから、各県が中核的な基幹施設と定める食肉処理施設において本事業を活用できるよう、採択要件等の早急な緩和が必要である。

IV-10 特定家畜伝染病に係る手当金等に関する税制上の措置について

提出先 農林水産省

【提案項目】

高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病発生後、経営再開前または段階的な経営再建の途上において交付された手当金や補助金等（以下、「手当金等」という。）について、経営状況が安定するまでの影響を緩和するために、免税等の税制上の措置を講じること。

【提案理由等】

高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が発生した場合、家畜伝染病予防法第58条に基づき、発生農場に対して家畜等の評価額全額が手当金等として交付されている。一方で、家畜伝染病の発生またはまん延を防止するために必要な措置を講じなかった者等に対しては、手当金等が減額して交付される。

防疫措置が終了した後、経営再開にあたっては、再発防止のために野生動物侵入防止対策の見直しをはじめとする飼養衛生管理の改善等に取り組む必要があるが、発生農場は生産物の販売収入の無い中、農場の再整備や家畜の導入に組み、再開を目指すこととなる。

こうした中、交付された手当金等のうち、経費を除いた額を所得とみなされ、課税されることで経営再建に影響が生じることから、経営状況への影響緩和を目的として、口蹄疫対策特別措置法（平成22年法律第44号）第27条の規定と同様な免税等の恒久的税制上の措置を講じる必要がある。

IV-11 農業農村整備事業の推進

提出先 農林水産省

【提案項目】

農業農村整備事業を計画的かつ着実に推進するため、次の措置を講じること。

- 1 地域の実情や特性を踏まえた制度等の見直し
地域ニーズに即したきめ細やかな農業農村整備を推進できるよう、特に農地区画の再編整備については事業の要件を緩和すること。
- 2 農業水利施設の整備・強靱化や長寿命化対策の推進
自然災害による農業生産活動への影響を防ぐため、農業水利施設の整備・強靱化及び長寿命化対策に必要な予算措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 三浦半島地域では、ダイコンやキャベツなど、全国有数の露地野菜の産地を形成し、新鮮で安全・安心な食料が供給されている。

一方、その他の地域では、温暖な気候や大消費地に近いという利点を生かし、多品種栽培を特徴とした都市農業が行われている。

このような状況の中で、本県農業を持続的に発展させていくためには、地域の実情や消費者ニーズに応じるため、デジタル技術を活用するなど、次世代型農業を見据えた農地区画の再編や農業用施設の整備を行っていくことが不可欠である。

特に、農地区画の再編整備については、事業要望があるものの、大区画化を目指した全国的な集積・集約率基準・面積要件となっているため、都市部に位置する本県においては、活用しにくい状況にあり、多く存在する小規模農地は、生産性が上がらず取り残されている状態である。

そのため、地域の実情や特性を踏まえた制度改正を行うとともに、計画的かつ着実な事業の推進に必要な予算を安定的に確保し、さらには、地域のニーズに応じたきめ細かな農業農村整備を推進できるよう事業の要件緩和を図ることが必要である。

- 2 近年、毎年のように、気候変動の影響と考えられる記録的な豪雨など大規模な自然災害が全国各地で頻発しており、令和6年8月の台風10号では、県内に長時間の大雨がもたらされ、農地や農業用施設などで甚大な被害が発生するなど、農業生産活動にも甚大な影響が生じた。

本県においても、「神奈川県水防災戦略」を改定（令和8年3月）し、地震や豪雨等による人命にかかわる被害や農業生産活動への影響を防ぐため、農業水利施設の整備、強靱化を推進し、併せて長寿命化対策を進めているが、これらの対策を着実に実施するためには、更なる財源の確保と地方財政措置の充実を図ることが必要である。

IV-12 被災漁業者の生産活動再開支援制度の創設

提出先 水産庁

【提案項目】

大型の台風や豪雨等の自然災害により、被災した漁業者が迅速に生産活動を再開できるよう、個人・法人の漁業者それぞれが所有する定置網漁具や漁船、養殖施設（以下、「主要な生産施設等」という。）などの復旧を支援する制度を創設すること。

【提案理由等】

近年、気候変動の影響等による台風の大型化等、自然災害による漁業への被害が増加しており、平成29年台風21号や平成30年台風12号、令和元年東日本台風などでは、大型・小型定置網などの漁具や漁業施設、漁船等が被害を受けたが、漁業では農業における「農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）」のような、個人・法人の漁業者それぞれが所有する被災した主要な生産施設等への支援事業はない。

中小零細漁業者が、日々の操業に使用する主要な生産施設等は、個人等による所有が一般的なため、これらが被災した場合、その復旧が大きな負担となり、安定した漁業経営の継続に支障をきたしている。

また、自然災害等の被災による生産活動の長期停滞は、中小・零細漁業者にとって、即廃業の危機となり、本県沿岸漁業の生産量、生産額の大きな減少につながりかねないため、迅速な生産活動の再開を支援し、経営安定化と本県産水産物の安定供給に道筋を作ることが必要である。

加えて、漁業者の被災による経営リスクを軽減することができれば、設備投資の促進や新規参入が図られ、本県沿岸漁業の活性化も期待できる。

近年の台風被害状況（定置網漁業）

	被災定置網数	被災額
平成29年台風21号	17ヶ統	2.7億円
平成30年台風12号	8ヶ統	0.8億円
令和元年東日本台風	14ヶ統	2.8億円

IV-13 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し

提出先 総務省、財務省、農林水産省、国土交通省

【提案項目】

都市農業の持続的発展を図るため、農地等にかかる税制について、次の措置を講じること。

1 相続税等納税猶予制度の対象の拡大

市街化調整区域内において、多面的機能を有する市民農園の開設のために農地を供する場合、相続税等納税猶予制度の対象とすること。

2 農業用施設用地への課税の見直し

三大都市圏の特定市（19市）の市街化区域内にある農業用施設用地の固定資産税・都市計画税については、生産緑地地区内と同じ課税とすること。

【提案理由等】

- 1 市民農園は都市住民のニーズが高いものの、市街化調整区域内にあり、かつ「市民農園整備促進法」又は「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づいて開設されている約8割の農園で、相続税等納税猶予制度の適用が受けられない状況である。

今後、相続等が発生した場合、多くの農園が閉園し、減少することが懸念される。相続税等納税猶予制度の対象を拡大することで、より多くの市民農園が確保できることになり、本県農業の持続的発展が可能になる。

- 2 三大都市圏の特定市（19市）においては、市街化区域内農地のうち、生産緑地地区の指定を受けた農業用施設用地の固定資産税・都市計画税は農地並み評価・農地並み課税であるが、一方、当該指定を受けていない畜舎等の農業用施設用地は、宅地並み評価・宅地並み課税となっており、その税負担が大きくなっている。

また、これらの農業用施設用地については、隣接する農地等がないことが多く、生産緑地地区の指定を受けることも困難となっている。生産緑地地区の指定を受けることが難しい農業用施設用地についても、生産緑地地区内と同じ課税とすることで、維持経費の軽減が図られ、都市における農業経営の安定に資する。

IV-14 東京湾における貧酸素水塊対策の推進

提出先 水産庁、国土交通省、環境省

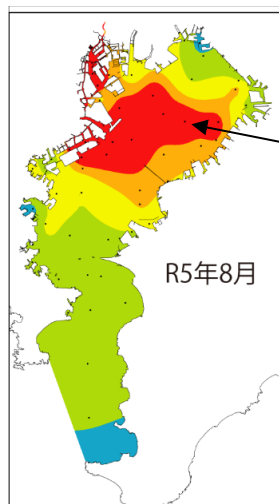
【提案項目】

- 1 貧酸素水塊の解消に向けた取組の強化
東京湾における貧酸素水塊の発生を防止するため、底質改善のための覆砂や深掘り跡の埋め戻しなど、国として有効な対策を引き続き検討し、取組を進めること。
- 2 水産資源回復のための浅場造成等による漁場環境の改善
貧酸素水塊の影響等により減少した水産資源を回復するため、稚魚の生育場や産卵場となる浅場を造成するなど、国として漁場環境の改善を図ること。

【提案理由等】

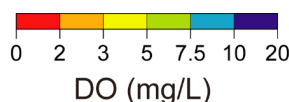
- 1 東京湾では、これまで第1次から第9次にわたる総量削減計画に基づき、富栄養化の原因となる全窒素及び全リン並びに化学的酸素要求量（COD）の汚濁負荷量の削減を進めてきたが、水生生物の生息が困難な貧酸素水塊は相変わらず発生している。
また、令和3年度には底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型の指定がなされたが、現状では環境基準達成は厳しいものと見込まれる。
東京湾では、汚濁物質及びそれを栄養として取り込んだ生物の死骸などの有機物が蓄積することや、埋立て等の用途で海底土砂を大量に採取した深掘り跡で海水が滞留することにより、貧酸素水塊が発生しやすい状況となっている。
そこで、国として底質改善のための覆砂や深掘り跡の埋め戻しなど、貧酸素水塊の発生を防止するための有効な対策を引き続き検討の上、計画的に進める必要がある。

東京湾における貧酸素水塊の発生状況（令和5年8月）



貧酸素水塊※の占める水域

※貧酸素水塊：下層の溶存酸素量（DO）が2mg/L以下の水塊



出典：東京湾岸自治体環境保全会議

「東京湾水質調査報告書（令和5年度）」

- 2 貧酸素水塊の影響等により、シャコやマコガレイなど、主要な水産資源が大きく減少しており、東京湾の漁業は危機的な状況にある。減少した水産資源を回復するためには、沿岸の埋立てや底質環境の悪化により失われた稚魚の生育場や産卵場となる浅場の造成が不可欠である。

（神奈川県担当課：環境農政局環境課、水産課）

IV-15 農山村地域を支える人材確保に向けた支援

提出先 農林水産省

【提案項目】

農山村地域における里地里山の保全活動や農業・農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るため、本県が行う都市住民や企業、大学などを対象とした多様な人材の確保に向け、更なる予算措置を講じること。

【提案理由等】

農山村地域では、人口の減少と高齢化が進み、担い手不足による耕作放棄地の増加等により農業生産活動が停滞し、地域活力の低下を招いている。

本県の農山村地域は、多くが里地里山を形成しており、農林業の生産の場としてだけでなく、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、極めて重要な多面的機能を有していることから、地域の特色をいかした取組を支える人材の確保が急務となっている。

このことから、都市住民や企業、大学など幅広い主体が参加、協働した取組を行うなど、地域を支える体制及び人材づくりが必要だが、例えば、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金による農地や農業用水路等の地域資源の保全管理等を行う活動組織への予算措置は不十分である。

そのため、活動組織の広域化に向けた体制強化や都市住民等の多様な担い手の参画に向け、地域の状況や規模に即した交付単価及び加算要件への見直しと合わせ、更なる予算措置が必要である。

IV-16 地域計画に関連した制度の見直し

提出先 財務省、農林水産省

【提案項目】

地域計画に関連する制度について、次の措置を講じること。

1 認定農業者等への支援の拡充

地域計画において、地域の農業を担う中核的存在として位置付けられる認定農業者等を増加させるための支援策の拡充を図ること。

2 地域計画の更新に対する支援策の要件緩和

地域計画や目標地図の更新に活用できる国庫補助事業の要件緩和を図ること。

【提案理由等】

- 1 農業経営基盤強化促進法の「農業を担う者」は、認定農業者や認定新規就農者、基本構想水準到達者等の担い手のほか、多様な経営体として継続的に農地利用を行う中小規模の経営体、及び農業を副業的に営む経営体と併せて、委託を受けて農作業を行うもの等が該当する。

県内市町村で策定した地域計画では、こうした多様な農業を担う者を位置付けているが、その中でも、規模拡大等の計画を策定している認定農業者や認定新規就農者を増やすことは、将来的に地域の農業を守り、地域計画の完成度を高めることに大きく寄与する。

そのため、農業経営基盤強化準備金制度などの既存制度の拡充策の検討と併せて、認定農業者等を増やす支援策を講じる必要がある。

- 2 地域計画の更新について、国は、地域農業の実態に応じて随時更新し、完成度を高めていくことが重要としており、本県でも担い手の減少や耕作放棄地の増加に対応する必要から、県内市町村に対し更新を促していくこととしているが、更新に当たっては、地域計画や目標地図の抜本的な見直しが必要な地域も多いのが現状である。

しかし、抜本的な見直しには、策定と同様の極めて大きな業務負担が想定され、業務委託等による負担軽減が必要である。

これまで地域計画の更新に係る協議の場の開催などに活用できた農地利用最適化交付金が、農地集約化促進モデル事業として拡充され、市町村が業務委託を実施できるようになったが、農地の集約化率を20ポイント以上向上させることが要件とされ、本県のような小規模農地で都市農業を営む地域では、高いハードルとなっているため、要件の緩和を図る必要がある。

IV-17 違反転用者による農地の転用の制限

提出先 農林水産省

【提案項目】

無許可で農地転用を行い、また、許可を得た場合であっても許可条件違反となる転用を行った者が、他の農地で申請を行った場合において、農地の転用を制限する規定を設ける法改正などの措置を講じること。

また、無許可で農地転用を行う等をした法人が、別の法人名義で別の農地の転用申請を行う場合、代表者が同じ者であるなど、実質的に同じ申請者であると認められる場合においては、農地の転用を制限する規定を設ける法改正などの措置を講じること。

【提案理由等】

不適切な建設発生土の埋立てなどの違反転用を繰り返し行い、なかには県を跨いで行う例が認められるところ、農地法を始めとする例規において、違反転用者に他の農地の転用の制限を行う明文の規定がなく、違反転用対策の実効性に支障を来すことから農地の転用を制限する明文の規定を設ける法改正などが必要である。

また、違法転用を行った法人が別の法人格を取得し、申請を行った場合、一般的には同一法人とみなすことができず、違反転用対策の実効性に支障を来すことから、併せて明文の規定を設ける法改正などが必要である。

【参考 改正の例】

農地法第4条第6項及び第5条第2項に次の1号を追加する。

- 申請者が他の農地において第1項の規定に違反し、又は第1項の許可に付した条件に違反している者である場合（その者が法人である場合においては、第51条第1項の違反転用に対する処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であつた者で当該処分のあつた日から5年を経過しないものを含む。）

IV-18 高年齢者の就業機会の確保に係る補助制度の充実

提出先 厚生労働省

【提案項目】

高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）に対する補助について、人口が少ない町村も対象となるよう、補助対象要件を見直すこと。

【提案理由等】

高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）に対する国庫補助の基準には、一般社団法人又は一般財団法人であることのほか、会員数100人以上かつ年間就業延人員数5,000人以上が見込める団体という要件がある。この要件は人口が少ない町村にとっては過大なため、一部町村に存するシルバー人材センターについては、国庫補助の対象外となっている。

高年齢者の多様な就業のニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な就業機会を確保・提供し、併せて高年齢者の生きがいの充実、社会参加の促進による地域社会の活性化を図ることは、人口が少ない町村についても重要である。

そこで、一律の人数要件を見直すことなどにより、全ての市町村のシルバー人材センターが補助を受けられるようにすることが必要である。

IV-19 運送業にかかわる離職者及び在職者向け人材育成の制度拡充

提出先 厚生労働省

【提案項目】

労働力不足が深刻化する自動車運送業界において、トラックドライバー等従事者の育成が急務となっていることから、即戦力となる運転免許取得者育成のため、次の措置を講じること。

1 離職者向け職業訓練について

「離職者向け職業訓練（委託訓練）」の「大型自動車一種運転業務従事者育成コース」を次のように拡充すること。

- (1) 国の委託訓練実施要領で示されている委託費の上限単価について、地域の実態を踏まえ協議し、単価を設定できるようにすること。
- (2) 取得対象となる運転免許を、大型自動車一種運転免許のほか、中型自動車運転免許に拡大し、フォークリフト運転免許等と組み合わせた訓練を設定できるようにすること。

2 在職者（運送事業者従業員）向け人材育成について

事業者が、従業員に大型自動車一種運転免許、中型自動車運転免許及びフォークリフト運転免許等を取得させる際、国の人材開発支援助成金の活用ができるよう、運送事業者に向けた当該助成金の周知・広報を図るとともに、例えば、同助成金のコースとして「物流労働者訓練コース」を設定するなど、運用改善を行うこと。

【提案理由等】

2024年問題と相まって、本県でも物流業界における労働力不足は顕著な課題であり、大型自動車一種運転免許をはじめ、中型自動車運転免許、フォークリフト運転免許等、即戦力となる運転免許取得者の育成が急務となっている。

国（厚生労働省）からの受託事業である「離職者向け職業訓練（委託訓練）」において、平成30年10月から「大型自動車一種運転業務従事者育成コース」が創設されたが、委託費の上限単価が本県での大型自動車一種運転免許取得にかかる費用例と比べて低額であり、また、全国一律の単価のため地域の物価等を反映しておらず、本県の訓練ニーズを満たす内容とはなっていないことから、所要の制度拡充が必要かつ急務である。

- 1 (1) 国の委託訓練実施要領で示されている委託費の上限単価（税抜き36万3千円）は、本県では中型自動車運転免許所有者が大型自動車一種運転免許を取得する際の自動車教習所費用と同額程度である。また、国の実施要領では、免許の取得に加え、自動車運送業界における各種法令等の基礎やITスキル等の習得、1週間程度の企業実習を組み合わせた実践的な職業訓練とすることを求めている。この上限単価に基づき委託を実施する場合、事業の委託先の確保が見込めない状況が大いに懸念される。このため、地域の実態を踏まえ協議し、単価を設定できるようにする必要がある。

（神奈川県での大型自動車一種運転免許取得にかかる費用例）

所有免許	費用（税抜き）
中型自動車運転免許 8t MT	332,800 円
普通自動車運転免許 MT	444,400 円

※免許取得費用に加え、法令・ITスキル等の習得や企業実習による実践的な職業訓練の実施にかかる費用の分が不足している。

- 1 (2) 平成19年の道路交通法の改正により、平成19年以降に取得した普通自動車運転免許では車両重量5トン以上11トン未満のトラックの運転ができなくなったこと、また、宅配便取扱数が増加し、中型トラックのドライバー不足に拍車がかかっている状況であることから、大型自動車一種運転免許以外に、中型自動車運転免許についても対象とする必要がある。

また、自動車運送業界の団体からは、荷役作業にも対応できるドライバーを求める意見が寄せられていることから、就職率向上のためにもフォークリフト運転免許等の取得と組み合わせた訓練とする必要がある。

- 2 人材開発支援助成金は、事業者等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度であるが、運送事業者の利用が進んでいない状況にある。

国からは、事業者が大型自動車一種運転免許等を従業員に取得させる場合、教育計画の内容次第で、人材開発支援助成金の受給が可能であるという見解が示されているが、より活用を図り、当該助成金を必要とする事業者が有効に利用できるよう、運送事業者の活用事例の紹介や詳しい条件の明示など、周知・広報を見直す必要がある。

当該助成金の中には、建設労働者技能実習コースなど業種を限定した労働者の育成及び技能継承を図るためのコースがある。実情に合わせ必要となる技能の習得や運転免許等の取得を促すため、運送業に特化したコースの設定を望む。

IV-20 技能の振興や継承に対する施策の充実

提出先 厚生労働省

【提案項目】

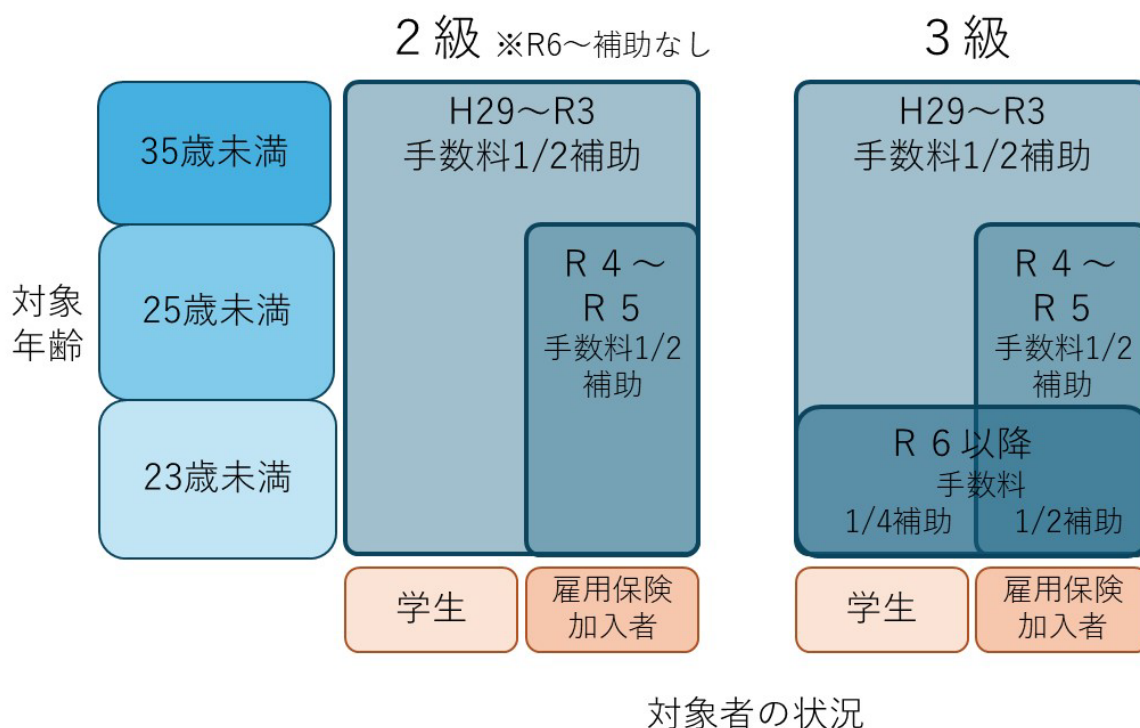
都道府県が実施している技能検定制度については、ものづくり分野に従事する若者の確保・育成のため、若年者に対する技能検定受検手数料の減免措置に対する補助を実施しているが、国の補助対象を拡大するなど、技能の振興や継承に対する施策の充実を図ること。

【提案理由等】

ものづくり分野を支える若者の確保は、日本経済・地域経済の成長にとって極めて重要であるとして、技能検定によりキャリアアップの動機付けを行わせるため、平成 29 年度より国の補助による技能検定受検手数料の減免措置が導入されたが、令和 4 年度から減免措置対象が縮小となった。

ものづくり産業において技能労働者の不足が問題となっており、引き続き、技能労働者の確保・育成をより一層進めていくため、国の補助による減免措置対象を学生も含め平成 29 年度と同程度に広げる必要がある。

<参考>技能検定受検手数料 減免措置に対する補助の変遷



(神奈川県担当課：産業労働局産業人材課)

【提案項目】

経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者（以下「候補者」という。）が、円滑に就労し能力を発揮できるよう、次の措置を講じること。

1 受入れ制度の見直し

日本語が障壁となり国家試験の合格率が低迷している現状を踏まえ、更なる対策の充実を図ること。不合格者について、継続の意思がある場合は、在留期間の更新等により国家試験の受験機会を更に拡大するなど、制度の見直しを検討すること。

2 受入れ病院・施設の負担軽減

候補者を受け入れる病院・施設の負担が大きいことから、日本語能力の習得及び就労研修支援に対する国庫補助について、対象経費の拡充及び補助基準額の増額を行うなど、受入れ側の更なる負担軽減策を講じること。

【提案理由等】

- 1 EPAの枠組みによる候補者の受入れにおいては、看護は3年、介護は4年以内に合格できなかった場合は帰国することになっているが、不合格だった場合でも就労前の日本語研修が不十分だった入国者については、特例として1年の延長が認められている。

また、介護福祉士候補者については、4年間にわたり外国人介護福祉士候補者として就労・研修に従事した場合、在留資格「特定技能1号」への移行が可能となったが、外国人看護師候補者については、こうした措置はとられておらず、介護福祉士候補者と比べ在留期間が短くなっている。

こうした中、全受験者の合格率（令和8年3月発表全国の合格率：看護88.3%、介護70.1%）と比較して候補者の国家試験の合格率は低い（令和8年3月発表全国の合格率：看護8.5%、介護31.8%）ことから、日本語学習支援等の充実とともに、候補者の学習期間の確保及び受験機会の拡大の観点から、特例による在留期間の再延長など更に踏み込んだ見直しを検討する必要がある。

- 2 候補者を受け入れる病院・施設に対しては、候補者への学習等に係る経費の一部が助成されているものの、生活習慣が違い、日本語能力の低いまま来日した候補者を受け入れる側の経済的負担は未だ大きい。

介護福祉士候補者については、介護報酬面で職員の配置基準が緩和されるなど一定の改善が図られたが、令和4年度及び5年度外国人介護福祉士候補者受入施設支援事業について、補助基準額が縮小されたため、支援内容の規模縮小を余儀なくされる施設が生じるなど具体的な弊害が出ていることから、少なくとも従来の水準まで財源措置を復元する必要がある。

なお、EPAに基づく外国人介護福祉士候補者の受入れは、各国との経済連携の強化のために行うものであり、必要な財源については、全額国庫負担で措置する必要がある。

他方で、看護師候補者については、診療報酬面での改善はない。また、国庫補助基準額は維持されているものの、依然として病院が候補者の受入れに係る経費の相当額を負担しており、更なる負担軽減策が必要である。

（神奈川県担当課：健康医療局医療整備・人材課、福祉子どもみらい局地域福祉課）

IV-22 飲食店向け協力金の債権管理事務等に係る財源措置

提出先 内閣感染症危機管理統括庁

【提案項目】

営業時間短縮等の要請に伴う協力金については、交付後に交付要件を満たさないことが判明した場合に、返還請求や債権管理事務等が必要となる。これらにかかる費用に対して、新たな交付金を措置するなど、全額国庫で負担すること。

【提案理由等】

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく営業時間短縮要請等に伴う飲食店等に対する協力金について、交付後に詐欺が疑われる等、交付要件を満たさない不正受給者への対応が多く、多くの地方自治体で課題となっている。本県では、不正受給者に対して返還請求や、警察への告訴等を行っているが、返還請求の中には、分割納付でしか返還ができないなど長期にわたる債権管理が必要な事例や、返還に全く応じないため法的手段により回収を行う事例などがあり、事務処理のための人員の配置や弁護士への委任など、債権管理・回収等のために毎年度、相当程度の費用を要している状況である。

協力金は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」により、国が地方自治体に迅速な支給を求めて財源措置し、当時の飲食店が置かれた状況等を考慮して、各地方自治体が、国の方針に従い交付してきた。令和5年度以降は、新たな交付がないという理由で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による財源が措置されていないが、上記のとおり、地方自治体は国の方針に従い協力金を交付した結果、受給資格のない者に対する債権管理及び債権回収業務が生じていることから、国はこれらに係る人件費及び訴訟に係る弁護士費用等の経費について、財源措置すべきである。

本県における飲食店向け協力金返還請求の状況（令和8年3月31日現在）

状況	相手方（者）	件数（件）	金額（千円）
返還請求	725	1,585	1,595,500
未返還	72	327	357,035

（神奈川県担当課：産業労働局中小企業支援課）